

# ALPS処理水海洋放出関連の 融資制度のご案内

道では、ALPS処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

## 1 制度の概要 ※セーフティネット保証2号の発動に伴い、新たに「北海道中小企業総合資金」において、「経営環境変化対応貸付【認定企業】A-B(SN2号)」の取扱を開始しました

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】 A-B(SN2号)	経営環境変化対応貸付【認定企業】 1(道特認)
融資対象者	セーフティネット保証2号（中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定）の認定を受けた中小企業者等 ※セーフティネット保証2号の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行います。 認定基準は次のとおり。 次の①～②のいずれかに該当し、令和5年8月24日以降1か月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少するもの ①諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と直接的に取引がある者（取引依存度：20%以上） ②諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と間接的に取引がある者（取引依存度：20%以上）	ALPS処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みの中小企業者等
資金用途	事業資金（設備資金・運転資金）※道制度融資の既往残高の借換に要する資金も対象	
融資金額	2億円以内 ※設備資金と運転資金の併用可。併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度	
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	
融資利率	固定金利 年1.0%（融資期間5年以内）、年1.2%（融資期間10年以内） 変動金利 年1.0%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 セーフティネット保証2号の適用で 普通保険適用の場合 年0.70% 無担保保険適用の場合 年0.68% 特別小口保険適用の場合 年0.48%	すべて信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 ・一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～1.90% (9段階) ・特別小口保険適用の場合 年0.72%
取扱期間	令和6年（2024年）8月23日まで	令和6年（2024年）9月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	
ポイント	セーフティネット保証2号を利用する場合、通常の保証限度額とは別枠となり100%保証となります。	間接的に影響を受けている観光関連事業者や飲食業など幅広い事業者が融資対象となります。

## 2 お申し込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申し込みください。（「経営環境変化対応貸付【認定企業】A-B(SN2号)」の場合は、金融機関への直接申し込みも可能。その場合は、「融資申込書（直接申込）」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、金融機関へ直接お申し込みください。）

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申し込みも可。

※ (公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申し込みも可。

### 【お申し込みに必要な添付書類】

○ 決算書 2 期分

※ 2 期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表

○ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）

○ 見積書又は契約書（必要に応じ提出）

○ 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書

（※「経営環境変化対応貸付【認定企業】A-B(SN2号)」の場合）

○ 道が定める調書（別記様式）（※「経営環境変化対応貸付【認定企業】I(道特認)」の場合）

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

## ALPS処理水海洋放出関連中小企業等経営・金融相談室

道では、ALPS処理水の海洋放出により影響を受ける中小企業者等からの経営・金融に関する相談に対応するため、道庁及び各総合振興局・振興局に「ALPS処理水海洋放出関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

融資制度をはじめ、経営・金融に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁 経済部 中小企業課	011-204-5346	檜山振興局 商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局 商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局 商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局 商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局 商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局 商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局 商工労働観光課	0162-33-2528
後志総合振興局 小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局 商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局 商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局 商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局 商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局 商工労働観光課	0154-43-9181
渡島総合振興局 商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局 商工労働観光課	0153-24-5619

なお、融資制度については、お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は(公財)北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

道では、ほかにも様々な資金使途に対応する融資制度をご用意しています。  
詳しくは道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資

検索

